

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

令和 6 年度県発注工事等に係る入札・契約制度改善等に伴う関係規程
の改正等について（通知）

令和 6 年度県発注工事に係る入札・契約制度の改善については、令和 6 年 3 月 7 日に開催された愛媛県建設業審議会の答申などを踏まえ、下記 1 のとおり実施することとしており、令和 6 年度組織改正と併せて関係規程等を下記 2 のとおり改正しますので、お知らせします。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いいたします。

記

1 今回の通知に係る主な改正内容

(1) 総合評価落札方式の見直し

ア 評価項目の見直し

(ア) 評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止

施工計画型及び設計金額 2 億円以上の実績確認型（いずれも、県内業者の参加が見込まれるものに限る。）における評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組」を廃止する。

(イ) 評価項目「生産性向上の取組（ICTの活用）」の設定

土木一式工事における施工計画型及び設計金額 1 億円以上の実績確認型（いずれも、県内業者の参加が見込まれるものに限る。）について、評価項目に「生産性向上の取組（ICTの活用）」を設定する。

(2) 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)における施工計画の取扱いの緩和

総合評価落札方式（施工計画型）における施工計画書の取扱いについて、各事業者から、ファイル形式や様式の設定等に係る条件を満たさない施工計画の提出があった場合は、直ちに入札を「無効」とはせず、

- ・ファイル形式、用紙サイズに係る条件を満たしていない、又は情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者の施工計画を評価しない。
- ・ページ数に係る条件を満たしていないときは、条件を満たしている範囲を評価し、条件を満たしていない範囲は評価しない。

こととする。

(3) 中間前金払認定に係る書類の簡素化

中間前金払認定に係る書類（様式第 47 号（第 35 条第 4 項関係）工事履行報告書（中間前金払用））を簡素化する。

(4) 入札金額の入力誤り等に対する取扱いの明記

入札金額が調査基準価格及び最低制限価格を下回っていた場合でも、工事内訳書に不備（入札金額が工事費内訳書の工事価格と一致しない場合など）があるときは、入札を無効として取り扱い、低入札の累積回数に「加算しない」ことを明記する。

(5) 業務委託における内訳書提出義務の緩和

業務委託の入札時における「業務委託内訳書」の提出義務を緩和[※]する。

※全ての業務委託で、原則、「業務委託内訳書」の提出を求めないこととする。ただし、予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件については、引き続き、「業務委託内訳書」の提出を求める。

2 改正規程等

別添「令和6年度入札・契約制度改善等に係る規程改正一覧」のとおり。「業務委託における内訳書提出義務の緩和等(②)」及び「総合評価落札方式における評価項目の見直し(⑤、⑥)」に係る規定は令和6年6月1日から適用し、組織改正等の規定については令和6年4月1日から適用する。

3 県ホームページURL（建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ）

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

お問合せ先 愛媛県土木部土木管理局土木管理課 契約・建設業グループ TEL：089-912-2643（係直通）
--